

生駒市条例第10号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人の保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「（又は半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。